

令和5年度奈良市電動アシスト自転車購入費補助金交付要領

(通則)

第1条 エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた市民への生活支援として奈良市が実施する令和5年度奈良市電動アシスト自転車購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年4月27日規則第23号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、電動アシスト自転車の購入に要する経費の一部を補助することにより、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた市民の移動に係る費用負担の軽減を図るとともに、市民の自転車利用の促進により、自動車利用から自転車利用への転換に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 電動アシスト自転車 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の3に定める基準を備えたもの。
- (2) 幼児2人同乗用自転車 SGマーク(一般財団法人製品安全協会が定める安全性の認定基準マークをいう。)が貼付された2席の専用幼児用座席(ヘッドガードのあるものをいう。)を装着していて、かつ幼児2人同乗基準適合車マークが車体に貼付された自転車であって、BAAマーク(一般社団法人自転車協会(以下「自転車協会」という。)が定める自転車安全基準に適合した製品にのみ表示される。)又はSGマークが車体に貼付されたものをいう。
- (3) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録をいう。
- (4) 自転車安全整備 公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備制度に基づく自転車安全整備士による整備(TSマークの貼付を含む。)をいう。
- (5) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険または共済をいう。
- (6) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年者を現に監護する者、成年後見人等をいう。
- (7) 未成年者等 18歳未満の者、成年被後見人等をいう。
- (8) 使用者 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている個人で、電動アシスト自転車を使用する自転車利用者をいう。

(補助金の交付対象となる車両)

第4条 補助金の交付の対象となる電動アシスト自転車は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 道路交通法施行規則第1条の3に規定する人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準に該当するものをいう。
- (2) 道路交通法施行規則第39条の3に規定する型式の認定(以下「型式認定」という。)を受けていること若しくはBAAマーク又はSGマークが車体に貼付されていること。ただし、幼児2人同乗用自転車にあっては、幼児2人同乗基準適合車マークが貼付されていることとする。
- (3) 令和5年6月20日以降に新車として購入されたものであり、オークション・フリーマーケットや個人間売買等により購入されたものを除く。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する使用者とする。ただし、使用者が未成年者等の場合にあっては、補助対象者はその保護者等とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 奈良市の市税を滞納していないこと。
- (3) 同一の補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 幼児2人同乗用自転車の購入に対して補助を受けようとする者にあっては、第7条の交付申請時点で、同一世帯に未就学児(小学校入学前)が2人以上いること。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、購入に要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)に2分の1を乗じて得た額とし、20,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、使用者1人につき1回限りとする。
- 4 購入に関連して発生した送料や手数料等の購入に付随する経費は除くものとし、購入に要する経費のうち、クーポン等の割引を受けた場合、ポイント等(ポイント、金券、商品券やそれらに類するもの)を利用・充当した場合は、それらの相当額を除くものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、購入した電動アシスト自転車が幼児2人同乗用自転車である場合、補助金の額の上限額を40,000円とする。

(交付申請及び交付請求)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、令和5年度奈良市電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して、令和6年1月31日までに提出しなければならない。

- (1) 電動アシスト自転車購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類
- (2) メーカー保証書等の写し(製造元、型番、車体番号、型式認定又は安全基準の適合が分かるもの)ただし、当該保証書等の写しによっては安全基準に適合した自転車であるか否かを判断できない場合は、販売店が発行した安全基準に適合している旨を証する書類。
- (3) 自転車防犯登録カード(お客様控え)の写し
- (4) 振込先口座情報が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、令和5年度奈良市電動アシスト自転車購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。
- 3 第1項の審査及び必要に応じて調査等を行った結果、補助金を交付すべきでないと認められたときは、令和5年度奈良市電動アシスト自転車購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者に対して、第7条の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた申請者(以下「補助金交付者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(財産の処分の制限等)

- 第11条 この補助金により購入した自転車(以下「購入自転車」という。)を購入から3年が経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、転売・譲渡し、または交換してはならない。
- 2 補助金交付者は、前項の期間を通じて、TSマーク付帯保険または自転車損害賠償保険等の継続加入に努めなければならない。
- 3 市長は、補助金交付者が第1項に規定する事項に反することが判明した場合、その交付した補助金の全部または一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(自転車の適正管理)

- 第12条 補助金交付者は、購入自転車の適切な維持管理に努めなければならない。

(検査等)

- 第13条 市長は、申請者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

(委任)

- 第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年7月18日から施行する。

(宛て先) 奈良市長

申請年月日 令和 年 月 日

令和5年度奈良市電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼請求書

令和5年度奈良市電動アシスト自転車購入費補助金交付要領第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。
 なお、申請にあたり、私(同一世帯の者を含む。)の住所、世帯の状況、市税の納付状況等、補助金の審査のため必要な情報を閲覧及び調査されることについて同意します。

<誓約・同意事項> ご確認のうえ、してください。全ての項目に誓約・同意をいただける方のみ補助金の交付申請を行うことができます。

- 自転車購入後3年間は転売・譲渡等の処分は行わず、適正な維持管理に努めます。
 自転車の使用期間中は自転車損害賠償保険等の継続加入に努めます。
 自転車乗車時は必ずヘルメットを着用します。(同乗者がいる場合、同乗者も着用します。)
 法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
 補助金の審査のため、世帯の状況、市税の納付状況等について調査されることに同意します。
 市から補助金に関連した調査や補助金の返還を命じられた場合は速やかに応じます。

①申請者(使用者) ※使用者が未成年の場合、①申請者=保護者、②使用者=未成年となる。

郵便番号	〒		—	
住所	奈良市			
フリガナ			生年月日	<input type="checkbox"/> 大正
氏名				<input type="checkbox"/> 昭和
				<input type="checkbox"/> 平成
電話番号	—		—	
			【市処理欄】	住コ

②使用者(18歳未満の未成年者の場合のみ氏名等記入)

Q. 購入した電動アシスト自転車を使用するのは、18歳未満ですか。	<input type="checkbox"/> いいえ
	<input type="checkbox"/> はい(下記に使用者を記入)
フリガナ	続柄
氏名	生年月日
	<input type="checkbox"/> 大正
	<input type="checkbox"/> 昭和
	<input type="checkbox"/> 平成

③自転車の区分

Q. 購入した電動アシスト自転車は「幼児2人同乗用自転車」に該当しますか。	<input type="checkbox"/> 該当しない
	<input type="checkbox"/> 該当する(下記に同一世帯の未就学児(2名)を記入)
フリガナ	続柄
氏名	生年月日
	<input type="checkbox"/> 平成
	<input type="checkbox"/> 令和
フリガナ	続柄
氏名	生年月日
	<input type="checkbox"/> 平成
	<input type="checkbox"/> 令和

④車両情報・交付申請額

製造メーカー	型番
防犯登録番号	購入年月日
	令和 年 月 日
① 購入金額(税込)	円
② 交付申請(請求)額	円
	⇒別紙の「補助申請額の求め方」をご確認ください。

⑤振込先口座情報

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行	支店名	<input type="checkbox"/> 本店
	<input type="checkbox"/> 金庫		<input type="checkbox"/> 支店
	<input type="checkbox"/> 組合		<input type="checkbox"/> 出張所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他()	口座番号	※左詰め
フリガナ	振込先は、申請者ご本人名義の口座情報を記入してください。		
口座名義人	※口座番号が確認できる通帳やキャッシュカードの写しの添付が必要		

○裏面に記載の添付書類を必ず添付し、この申請書兼請求書と一緒に提出してください。

書類の記載漏れや添付資料に不足がある場合は補助金を交付できませんので、よくご確認のうえ提出してください。

○添付書類（申請には、必ず次の書類を添付してください。）

- 購入費に係る領収書（原本）又は購入費に係る支払いが確認できる書類
【領収日、領収金額、品名、購入先が確認できるもの】
- メーカー保証書等の写し
【製造元、型番、車体番号、型式認定又は安全基準（BAAやSG等）の適合が確認できるもの】
- 防犯登録カード（お客様控え）の写し
- 振込先口座番号等が確認できる書類（通帳の写しなど）
【金融機関、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの】

※申請内容によっては追加で書類・資料の提出を求める場合があります。

様式第2号（第8条関係）

奈良市指令整交推 第 号
令和 年 月 日

様

奈良市長 印

令和5年度 奈良市電動アシスト自転車購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和5年度奈良市電動アシスト自転車購入費補助金の交付について、同補助金交付要領第8条第1項の規定に基づき、次のとおり交付決定しましたので通知します。

交付決定額 金 円

（交付にあたっての条件）

下記事項を遵守すること。

- ・自転車購入後3年間は転売・譲渡等の処分は行わず、適正な維持管理に努めること。
- ・自転車の使用期間中は自転車損害賠償保険等の継続加入に努めること。
- ・自転車乗車時は必ずヘルメットを着用すること。また、同乗者がいる場合、同乗者も着用すること。

様式第3号（第8条関係）

奈良市指令整交推 第 号
令和 年 月 日

様

奈良市長 印

令和5年度 奈良市電動アシスト自転車購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和5年度奈良市電動アシスト自転車購入費補助金の交付について、同補助金交付要領第8条第3項の規定に基づき、次の理由のとおり交付しないことと決定しましたので通知します。

（不交付と決定した理由）

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。